

事案決裁規則

(目的)

第1条 本規則は、公益財団法人日本サッカー協会（以下「本協会」という。）定款第50条の規定に基づき、本協会の事案の決裁に関して必要な事項を定め、事務局その他の各種機関の効率的な運営を図ることを目的とする。

(原則)

第2条 本協会は、本規則の定めるところにより、理事会が決定した事項の具体的執行方法・細目等の決定及び理事会の専決事項以外の事項の決定について、会長に委任し、会長は、専務理事、事務総長、特定の委員会の委員長に決裁権を委任することができる。

(会長の決裁事案)

第3条 会長は、次のものを決裁する。

- (1) 理事会及び評議員会が決定した事項の執行で、重要なものに関する事案
- (2) 本協会の運営に係る重要方針に関する事案
- (3) 予算の編成及び決算に関する事案
- (4) 理事会及び評議員会の運営に関する事案
- (5) 規則等に関する事案
- (6) 職員の採用・配置等に関し、特に重要な事項に関する事案
- (7) 職員の懲戒、表彰に関する事案
- (8) 予算の流用に関する事案
- (9) その他重要な事項に関する事案

2 前項に加え、会長は、次のものを政策会議における審議をもって決裁する。

- (1) 理事会及び評議員会が決定した事項の執行で、特に重要なものに関する事案
- (2) 本協会の運営に係る特に重要な方針に関する事案
- (3) 定款に関する事案
- (4) 重要な規則等に関する事案
- (5) 5,000万円以上1億円未満の収入及び支出（金額は消費税別、以下同じ。）に関する事案
- (6) その他特に重要な事項に関する事案

(専務理事の決裁事案)

第4条 専務理事は、次のものを決裁できる。

- (1) 理事会及び評議員会が決定した事項の執行に関する事案
- (2) 特に重要な事項に係る報告、答申、進達及び副申に関する事案
- (3) 特に重要な申請、照会、諮問及び通知に関する事案
- (4) その他重要な事項に関する事案

(事務総長の決裁事案)

第5条 事務総長は、次のものを決裁できる。

- (1) 定例的な照会、回答及び通知並びに軽易な会議に関する事案
- (2) 重要な事項に関する報告、答申、進達及び副申に関する事案
- (3) 重要な申請、照会、回答及び通知に関する事案
- (4) 職員の採用・配置等に関し、重要な事項に関する事案
- (5) 500万円以上5,000万円未満の収入及び支出に関する事案
- (6) その他比較的重要な事項に関する事案

(特定の委員会の委員長の決裁事案)

第6条 技術委員会、女子委員会及び審判委員会（以下「3委員会」という。）の委員長は、次のものを決裁できる。

- (1) 理事会及び評議員会が決定した事項の執行で、各種委員会組織運営規則に定める3委員会の所管事項における各種事案
- (2) 500万円以上5,000万円未満の収入及び支出に関する事案

(その他の決裁事案)

第7条 事務総長は、第5条に基づき事務総長が決裁できる事案の一部又は500万円未満の収入及び支出に関する事案について、事務局の組織管理者に決裁権を委任することができる。

(代決)

第8条 次の各号の上に掲げる者が、出張又は休暇若しくはその他の事由により不在である場合は、当該各号の下に掲げる者がその事案を代決することができる。

- (1) 会長 専務理事
- (2) 専務理事 事務総長
- (3) 事務総長 専務理事
- (4) 特定の委員会の委員長 専務理事

2 前項により代決できる事案は、至急に処理しなければならない事案に限るものとする。ただし、その事案が特に重要であり、また、異例に属するものについては、代決することができない。

3 重要な事案に関し代決した場合、代決者又は起案者は、事後速やかに決裁できる者の承認を得なければならない。

(未決執行特認)

第9条 特に緊急な処理を必要とする事案で、決裁を受けることができないやむを得ない事情があるときは、専務理事が未決のまま執行を特認することができる。この場合、未決執行特認者は、稟議書にその旨記入するとともに、前条に従い、速やかに決裁を受けなければならない。

2 本規則の定めにかかわらず、法令及び定款の定めに従う場合は、これに従う。

(改廃)

第10条 本規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(補則)

第11条 本規則の実施に関し必要な事項は、事案決裁規則に関する細則に別に定める。

(附則)

第12条 本規則は、2017年4月13日から施行する。

(改正)

- 2017年12月7日 (2018年1月1日施行)
- 2018年7月26日 (2018年9月1日施行)
- 2018年9月13日
- 2018年12月13日
- 2021年3月11日 (2021年4月1日施行)
- 2024年3月 7日 (2024年3月23日施行)